

北九州市立自然史歴史博物館・歴史友の会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、北九州市立自然史歴史博物館・歴史友の会、通称いのちのたび博物館・歴史友の会（以下「会」という）と称し、事務局を北九州市立自然史歴史博物館「〒805-0071 北九州市八幡東区東田 2 丁目 4-1・TEL093-681-1011」（以下「博物館」という）に置く。

(目的)

第2条 本会は、考古学など歴史に関連する学習を通じて自己啓発と会員相互の親睦を図り、歴史への理解と認識を高めるとともに、博物館への協力によって北九州地域の文化の向上に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 博物館の教育普及活動への協力。
- (2) 学習会及び見学会の開催。
- (3) 会誌の発行。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する個人及び団体は会員となることができる。会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 賛助会員 本会を特に援助する個人または団体。
- (2) 正会員 個人または団体。
- (3) 臨時会員 臨時に学習会への参加を希望するもの。
 - 2 賛助会員、正会員には、会員証を交付する。

(会費)

第5条 本会会員の会費は別表のとおりとする。

- 2 会員が、途中で退会した時であっても、会費の払い戻しは行わない。

(会費)

第6条 本会会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 友の会の諸行事への参加。
- (2) 会誌その他の印刷物の配布。
- (3) その他研究会及び指導を受けるなど、施設の利用上の便宜。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。
- 4 幹事は会務を処理する。
- 5 監事は会計を監査する。

(顧問)

第8条 本会には顧問若干名を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

(会議)

第9条 総会及び役員会とし、会長が召集する。

- 2 総会は、年1回とする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、必要に応じ開催する。

(会計)

第10条 本会の会計は、会費、寄付金、事業収入金その他の経費をもってあてる。

- 2 会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月末までとする。

(委任)

第1.1条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(付則)

第1条 この会則は、平成5年4月1日から施行する。

第2条 改正 平成10年4月18日 第5条会費 改訂

改正 平成27年4月1日 第5条会費 改訂

(別表) 平成5年4月1日 制定

区 分		入 会 金	年 会 費
賛 助 会 員		0円	10,000円以上
正 会 員	一 般	500円	3,000円
	学 生	500円	1,000円
臨 時 会 員		実 費	

平成10年4月18日の総会にて、会則第5条の会費（別表）の改正を提案し、承認された。

(別表) 平成10年4月18日 改訂

区 分		入 会 金	年 会 費
賛 助 会 員		0円	10,000円以上
正 会 員	一 般	500円	4,000円
	学 生	500円	1,000円
臨 時 会 員		実 費	

平成27年4月1日より、会則第5条の会費（別表）を改正。

(別表) 平成27年4月1日 改訂

区 分		入 会 金	年 会 費
賛 助 会 員		0円	10,000円以上
正 会 員	一 般	500円	5,000円
	学 生	500円	1,000円
臨 時 会 員		実 費	